

H 2 0 . 3 . 1 8 原案可決

シーシェパードによる調査捕鯨妨害活動に対する 適切な措置を求める意見書

和歌山県では、江戸時代に全国に先駆けて組織的な捕鯨が始まり、400年以上の伝統がある。現在でも、小型捕鯨業、小型鯨類追込網漁業等が営まれており、伝統的な鯨に関する文化・食文化は健在である。

1982年、商業捕鯨モラトリアム（一時停止）が、鯨類資源に関する科学的知見の不確実性を理由に、国際捕鯨委員会（IWC）で可決し導入され、1986年からは、大型鯨を対象とする商業捕鯨が全面禁止されたままである。

我が国は、国際捕鯨取締条約第8条の規定により各国固有の権利として認められている調査捕鯨を、科学的データを蓄積しこの不確実性を覆すために資源量の豊かなミンククジラを対象に、1987年から南極海で、次いで1994年から北西太平洋でも実施しており、その結果については、IWC科学委員会でも高く評価されている。

今般、南極海における米国の反捕鯨団体「シーシェパード」による再三の調査妨害行為は、まさしく海上におけるテロ行為であり、許すことができない。

2008年3月のIWCロンドン会合においても、今回のシーシェパードの行為を非難する声明が全会一致で採択されたところである。

なお、和歌山県においても、2003年、捕鯨の歴史のある太地町において、シーシェパードのメンバー数名が仕切り網を切るなど小型鯨類追込網漁業の操業を妨害し、警察に逮捕された経緯がある。

よって、国においては、シーシェパードの暴力的な妨害行為を断固として排除し安全に調査捕鯨が実施されるよう、関係国と連携を強め対策を講じるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月18日

和歌山県議会議長 中村 裕一

（意見書提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

国家公安委員会委員長

水産庁長官

海上保安庁長官

警察庁長官